

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

太田市農業協同組合
令和8年3月1日改定

苦情処理措置の概要

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本所金融部	0276-32-8213	葦川支所	0276-45-0411
九合支所	0276-45-0411	鳥之郷支所	0276-32-8222
沢野支所	0276-45-0411	宝泉支所	0276-32-8222
強戸支所	0276-32-8222	休泊支所	0276-45-0411
毛里田支所	0276-32-8222		
藪塚本町支所	0277-78-2311		

上記本支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

JAバンク相談・苦情等受付窓口

電話番号:0276-32-8211 電子メール:risk@ota.jagunma.net

受付時間:午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、JAバンク群馬やご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法はJAバンクホームページ内の
当相談所のページ<https://www.jabank.org/support/soudan/>をご確認ください。

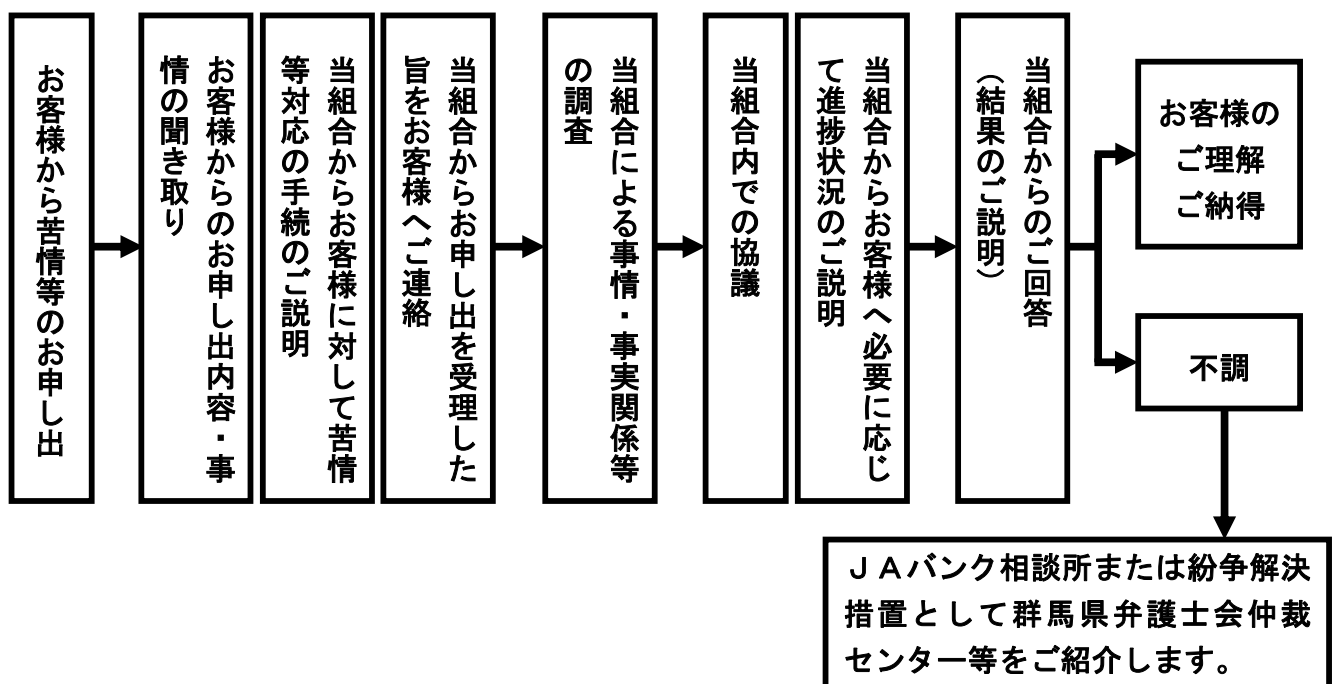
お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

太田市農業協同組合

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

- 1 お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支店（所）で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

群馬弁護士会 紛争解決センター

電話番号：027-234-9321
受付時間：午前10時～午後5時（土日祝日を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。
なお、群馬弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

JAバンク相談・苦情等受付窓口

電話番号：0276-32-8211
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法

JAバンクホームページ内の当相談所のページ

<https://www.jabank.org/support/soudan/> をご確認ください。

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。
詳しくは当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

解決に至らない場合、弁護士会が運営する仲裁センター等をご案内します。

なお、紛争の解決手段として、記載の弁護士会等が設置・運営する仲裁センター等へJAバンク相談所を通してお取次ぎも行っておりますので、上記JAバンク相談・苦情等受付窓口もしくはJAバンク相談所へお申し出ください。

JA太田市にかかる紛争解決措置として、下記の弁護士会がご利用可能です。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	群馬弁護士会 紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 (弁護士会館内)			群馬県前橋市大手町 三丁目6番6号
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	027-234-9321
受付時間	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～17:00

・東京の弁護士会の仲裁センター等は、全国から利用可能です (Web 面談等にも対応)。
また、東京の弁護士会への申込みにより、[群馬弁護士会をはじめ] 全国各地の弁護士会 (ただし、京都・大阪を除く) を紛争の解決に利用することも可能です。
詳細は、JAバンク相談所または上記東京の弁護士会へお尋ねください。

・なお、上記の弁護士会においては、お客様より直接申立ていただくことも可能です。